

5 福薬業発第 4 8 9 号
令和 6 年 2 月 2 0 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行
常務理事 永嶋 友洋

福岡県電子処方箋導入促進事業について（情報提供）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

電子処方箋の導入促進については、令和 4 年 9 月 9 日付 4 福薬業発第 2 7 9 号「電子処方箋に関するオンライン説明会の実施等について」の中で医療情報化支援基金による補助金の活用についてお知らせしたところです。（詳細については「医療機関等向けポータルサイト」をご覧ください。）

福岡県では、医薬品の適正使用推進の一環として電子処方箋の普及を図る目的で令和 6 年度から「福岡県電子処方箋導入促進事業」を実施することになり、記者発表が行われています。

この事業は、医療情報化支援基金の補助に上乗せして受給する事が可能となっており、医療情報化支払基金とこの事業を併せて活用すると、大型チェーン以外の薬局の場合、導入費用に対する財政支援全体の割合は最大で 4 分の 3、大型チェーン薬局の場合は最大で 2 分の 1 となります。事務手続きの詳細は福岡県から新年度になって示される予定です。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

〔別添 1〕 福岡県令和 6 年度当初予算・令和 5 年度 2 月補正予算の概要（抜粋）

〔別添 2〕 電子処方箋導入促進事業概要資料（厚労省医薬・生活衛生局総務課）

健康づくり、安心で質の高い医療・介護サービスの提供

ふくおか健康づくり県民運動を推進 1億3,762万7千円（2億7,199万3千円）

- ・ 食品スーパーなどでの「スマソる？弁当（減塩弁当）」の販売促進
- ・ **【新】** スロージョギング等の取り組みやすい運動を啓発し、実践・継続を促進
- ・ 市町村が開催する「ケア・トランポリン」健康教室を支援



新 外科医確保のための遠隔手術指導を支援 2,250万円【P14再掲】

- ・ 手術ができる現役世代の外科医不足や地域偏在の是正に向け、**リモートでの手術指導**に必要な機器を整備する病院を支援

新 電子処方箋の導入を促進 [2月補正] 11億3,627万3千円

- ・ 重複投薬の抑制や医療機関等の業務効率化のため、電子処方箋の導入費用を助成

新 在宅医療・介護従事者の安全確保を支援 3,157万円【P14再掲】

- ・ 在宅医療・介護サービス利用者等からの暴力・ハラスメントに適切に対応するため、**マニュアル**の作成や**研修**を実施するとともに**相談窓口**を開設
- ・ 暴力・ハラスメントのおそれがある利用者宅への**訪問同行者**の費用を支援
- ・ 利用者宅にて身の危険を感じた際に、外部に**SOSを発信**するために必要な機器導入を支援

新 新興感染症の発生に備えた体制を整備 3,366万5千円 [2月補正] 7億4,789万1千円

- ・ 保健環境研究所及び保健所に検査機器や試薬等を整備
- ・ 医療機関等の人材を育成し、精度の高い病原体検査を受検できる環境を整備
- ・ 新興感染症に対応する医療機関が行う個室病床や簡易陰圧装置等の整備を支援

電子処方箋の活用・普及の促進事業について

医薬・生活衛生局総務課（2195）

令和5年度補正予算額：167.2億円

1 事業の目的

電子処方箋の普及拡大、利活用による質の高い医療サービスの提供、重複投薬等の抑制、医療機関・薬局の業務効率化を推進するため、都道府県が実施する電子処方箋の活用・普及の促進への取り組みを支援する。

2 事業の概要・スキーム

- 都道府県が第四期医療費適正化計画に基づき実施する電子処方箋の活用・普及の促進施策について、都道府県が促進施策実施に向けた環境整備として行う医療機関等への導入費用助成を補助する。

- 都道府県は活用・普及の促進施策の実施に向けて、電子処方箋の運用開始施設を一定数確保することにより、運用実績から得られる課題やデータ等に関するリソースを確保。
- 運用開始施設を確実に確保するため、都道府県は導入費用に関する助成金※を支給し、給付を受けた施設は一定期間都道府県の取り組みへ協力。（モニター、アンケート、セミナー、広報資材作成、データ提供等の協力が考えられる。）

※助成金と他の補助金を併せて受給することが可能（導入費用に対する財政支援全体の割合：病院1/2、診療所・薬局（大手除く）3/4、大手F1→薬局1/2）



<参考>

「医療費適正化に関する施策についての基本的な方針」
平成28年3月31日厚生労働省告示第128号（抄）
（令和5年7月20日全部改正）

一 全般的な事項

2 第四期医療費適正化計画における目標

～重複投薬の是正について、電子処方箋の活用推進等により更なる取組の推進を図る～

二 計画の内容に関する基本的事項

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項

(2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標

～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋のメリットの周知等による普及促進等、重複投薬の是正に関する目標を設定する～

3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項

(2) 医療の効率的な提供の推進

③ 医薬品の適正使用の推進

～医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進～

3 実施主体等

実施主体：都道府県 補助率：国 2/3